

# いわき芸術文化交流館ネーミングライツ・パートナー募集要項 (音楽小ホール)

## 1 趣旨

いわき芸術文化交流館（以下「当館」という）は、平成20年（2008年）の開館にあたり、愛称を募集し、Art（芸術）、Life（生活）、Information（情報）、Oasis（憩いの場）、Sightseeing（観光）という意味を込めたアリオス“Alios”が選定されました。

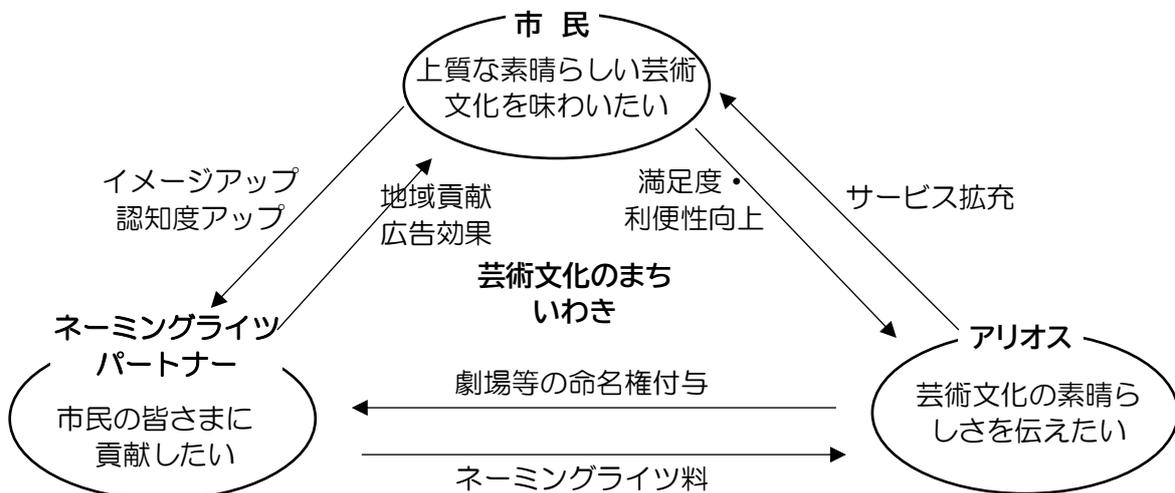
このアリオスという愛称は、市民の間で広くに定着しており、全国的にも、高い芸術・設備水準を有する施設の名称として認知されています。

また、当館は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆるPFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）法に基づき整備されました。民間の資金とノウハウを活用した設計・建設及び維持管理をおこない、高いコストパフォーマンスを維持しておりました。

このPFIによる事業運営は、令和4年度（2022年度）で終了し、令和5年度からは包括的民間委託形式の運営となりましたが、今後も開館時の精神を引き継ぎ、民間と連携しながら、安定した運営を確立し、アリオスの名前に込められた劇場づくりを追求したいと考えております。

このため、定着している「アリオス」という名称は残しつつも、市民の皆さまがより親しめる空間を目指し、音楽小ホールに愛称(企業名又は商品名等)を付けることができる権利（ネーミングライツ）を取得するパートナーを募集いたします。

ネーミングライツ・パートナーとなっていただくことで、当館の各ホールに企業名等の愛称を表示し、その愛称を冠したホールを通して、市民の皆さまに素晴らしい芸術文化事業を提供したいと考えております。企業等の地域社会への貢献とイメージアップ、広報活動に資する取組みと市民の皆さまとの“Win-Win”の関係を築きながら、いわきの芸術文化の更なる発展に取り組むことを目的に実施いたします。



## 2 ネーミングライツ募集の対象となる各劇場の概要

- (1) 対 象 いわき芸術文化交流館内 音楽小ホール
- (2) 所在地 いわき市平字三崎1の6
- (3) 来館者数

区分	客席数 (基本)	2021年度		2022年度		2023年度		2024年度	
		公演 数	公演等 入場者 数	公演 数	公演等 入場者 数	公演 数	公演等 入場者 数	公演 数	公演等 入場者 数
音楽小ホール	200	70	5,451	110	9,224	107	11,121	108	9,775
ホール系計	-	214	62,367	311	111,661	337	149,012	355	149,064
総来館者数	-	287,686		385,317		449,001		443,720	

- ※ 詳しくは別添パンフレット及び当館ホームページをご覧ください。  
(URL : <https://iwaki-ali0s.jp/>)

## 3 応募資格

応募資格を有する者は、法人とします。ただし、法人及び法人役員等が次の事項に該当するものを除きます。

- (1) いわき市広告掲載基準第4条に掲げる規制業種又は事業者に該当する者

### 【いわき市広告掲載基準第4条】

第4条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) ギャンブル（公営競技、公営くじを除く。以下同じ。）に関するもの
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者
- (8) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (9) 各種法令に違反しているもの
- (10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (11) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (12) 本市の市税等を滞納しているもの

- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されている者

**【地方自治法施行令第167条の4】**

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- (3) いわき市入札指名停止等取扱基準による指名停止等を受けている者

- (4) いわき市暴力団排除条例第2条第1項第1号に規定する暴力団、同項第2号に規定する暴力団員及び同項第3号に規定する暴力団員等

## 【いわき市暴力団排除条例第2条第1項】

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この条において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）第10条の規定による就労の支援その他の必要な措置を受けている者又は就労を通じて社会経済活動に参加している者であって、市長が特に認めるものを除く。）をいう。

- (5) 政治団体または宗教団体に該当する者。
- (6) その他ネーミングライツ・パートナーとして不適当であると市長が認める者

## 4 愛称

### (1) 表示方法

愛称は、「○○○音楽小ホール」のように「○○○」の部分に企業名又は商品名（ブランド名）等を表示することができます。

「○○○」以降の部分については各ホールの視認性確保のため、原則、従来の名称となります。

### (2) 表示個所

館内の案内サインの一部の表示を変更します。

※ 当館が指定する箇所については必須とし、その他の箇所については、ネーミングライツ・パートナーの意向と利用者の利便性等を考慮の上、別途協議とさせていただきます。

※ 楽屋内部やスタッフ用通路及びエレベーター内などについては表示対象外とさせていただきます。

なお、公演チラシ・ポスター等の印刷物への愛称の表示については、新規作成分からとさせていただきます。（ネーミングライツ付与期間内）

### (3) 命名条件

ア 愛称は、公共の施設にふさわしく、また、市民や施設利用者にとって親しみやすい、分かりやすい、呼びやすいものとします。

イ 次のいずれかに該当するものは、愛称として使用することができません。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの</li><li>② 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの</li><li>③ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの</li><li>④ 政治活動、宗教活動又は選挙運動に関するもの</li><li>⑤ 社会問題等についての主義又は主張に当たるもの</li><li>⑥ 当該愛称の内容について市が推奨している等、市民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの</li><li>⑦ その他、愛称として使用することが適当でないと市長が認めるもの</li></ul> |
|--|

ウ 利用者の混乱を避けるため、原則として、契約期間内において愛称の変更は行いません。ただし、ネーミングライツ・パートナーの法人名変更など、特段の事情がある場合は、協議の上、変更できるものとします。

エ 表示についての具体的な提案があれば、「ネーミングライツ取得申込書」提出時に提案（様式任意）をしてください。（企業ロゴの表示や、字体の指定など。）

## 5 ネーミングライツ料（年額）

区分	希望価格(年額)
音楽小ホール	100万円以上

※1 具体的な金額の提示をお願いします。

※2 希望価格に満たない金額を希望される場合でも申込みは可能です。

※3 消費税及び地方消費税は、別途御負担いただきます。

## 6 契約期間（ネーミングライツ付与期間）

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで（2年間）

※1 原則として更新に係る優先交渉権を付与します。

（契約期間の満了に当たり、優先交渉権を付与したネーミングライツ・パートナーと協議を行って、契約の意向があれば契約を継続したいと考えています。）

※2 原則として契約期間中の愛称の変更はできません。

※3 ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為に伴い、当館のイメージが損なわれた場合、市は契約満了を待たず、契約を解除することができるものとします。その場合における原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとします。

## 7 特典

### 命名権以外の特典

特 典	内 容
各広報媒体への掲載など、愛称について広く周知広報	愛称について、当館が作成する各種パンフレットやHP等へ積極的に掲載しながら、芸術文化の振興に対する協力企業の思い等をPRする。
対象施設の無償使用(年1回)	協力企業が行う職員の福利厚生やコンベンション等、商業活動とはならないイベント等にあたり、対象となるホールや劇場等の利用に対し、施設使用料等の免除を行う。 (一部費用を除く)。
館内等におけるPRの機会提供	協力企業における事業理念や事業活動、社会貢献活動等について紹介できるPRブース(館内1階)を使用できる。 例： 企業等の事業、社会貢献活動の紹介パネルの設置 イベントに合わせ企業が行うPR活動の支援 など
協力企業が行う芸術文化振興の取組みに対する支援	協力企業が芸術文化の振興を目的とする取組み(質の高い音楽や舞台芸術を市民が鑑賞できる場の提供や、アーティスト等の芸術文化に携わる人材の育成[メセナ活動]など)に対し、プランニングや出演者の派遣等の支援を行う。

※ 特典内容の詳細については、ネーミングライツ・パートナーの意向・提案と、当館のスケジュール、スペース等を考慮し、協議の上、決定いたします。

## 8 費用負担

ネーミングライツ料以外の費用負担は、次のとおりとします。

区 分	市	ネーミングライツ・パートナー
敷地内外の看板等の表示変更		○
契約期間終了後の原状回復		○
パンフレット、封筒等の印刷物やHPの表示変更	○	

## 9 応募方法

### (1) 提出書類

いわき芸術文化交流館ネーミングライツ取得申込書（別紙様式1）に次の書類を添付して提出してください。

- ① 愛称表示に関する提案の説明等（任意様式）
- ② 法人概要資料
- ③ 直近3カ年の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書等の財務諸表）
- ④ 登記事項証明書（商業登記簿謄本または法人登記簿謄本）
- ⑤ 印鑑証明書
- ⑥ 国税及び市税の納税証明書（直近1年分）
- ⑦ 誓約同意書（別紙様式2）
- ⑧ 地域貢献や芸術文化の振興等に対する支援実績及び今後の計画等に関する資料（任意様式）

### (2) 提出部数

前項に示す申込書及び添付書類について、それぞれ、正本1部、副本1部を提出してください。

### (3) 応募期間（提出期間）

令和7年8月20日（水）から令和7年10月10日（金）まで

### (4) 提出先・提出方法

「11 提出・問合わせ先」へ郵送または窓口へ持参してください。

## 10 選定方法等

### (1) 選定方法

申請書類等の内容を確認させていただいた後、必要に応じてヒアリングを行います。そのうえで、応募者及び応募された愛称、金額等の提案内容をもとにいわき芸術文化交流館ネーミングライツ・パートナー選定委員会（以下、選定委員会）において総合的に検討し、優先交渉権者及び次点の交渉者を選定します。

### (2) 選定結果の通知

選定委員会の結果は、すべての応募者に文書で通知します。

### (3) ネーミングライツ・パートナー及び愛称の決定

選定委員会で決定された優先交渉権者と交渉の上、愛称を決定します。

交渉が契約に至らなかった場合は、次点の交渉権者との交渉を開始します。

ネーミングライツ・パートナー及び愛称の決定後は、市ホームページ等により、広く公表いたします。

## 11 提出・問い合わせ先

〒970-8026 いわき市平字三崎1の6

いわき芸術文化交流館 企画協働課

電 話：0246-22-7417

F A X：0246-22-8181

e-mail：alios@city.iwaki.lg.jp

※ 内容についてのお問い合わせは、文書（郵送、FAX、e-mail）のみ受け付けます。

別紙様式（質問票）に、問い合わせ事項の他、企業名等、企業名等所在地及び担当者の部署・氏名、連絡先電話番号等を必ずご記入ください。ご記入がない場合にはお答えできませんのでご注意願います。